

ワクチン評価に関する小委員会の進め方について(案)

1. 検討の内容等

- 平成22年2月の予防接種制度の見直しについて(第一次提言)で提言がなされた(今後)「議論が必要と考えられる事項」のうち、「予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方」について医学的・科学的観点からの検討・とりまとめを行い、部会に提出する。
- 検討・とりまとめを行う疾病・ワクチンの範囲は、国立感染症研究所から予防接種部会に提出された「ファクトシート(平成22年7月7日版)」※とする。
- ※ ヘモフィルスインフルエンザ菌 b 型(Hib)による感染症、肺炎球菌による感染症、ヒトパピローマウイルス(HPV)による感染症、水痘、流行性耳下腺炎、B型肝炎、百日せき、ポリオ
- ファクトシートの内容を踏まえ、対象疾病の個人や社会に及ぼす影響や、ワクチンの目的や効果等について評価を行うため、
 - ① 評価のために必要なデータの収集や検証方法
 - ② 評価に際しての手法や判断の視点の明確化
 を行い、各疾病・ワクチンについての考え方(案)をとりまとめる。

2. 検討体制

- 小委員会の下に個別の疾病・ワクチン毎に専門家による作業チームを設ける。
- 作業チームのメンバー構成
 - ・ ファクトシートを作成いただいた国立感染症研究所の専門家
 - ※ 疫学部門、製剤担当部門 1名ずつ
 - ・ 臨床の専門家 2名程度
 - ・ 医療経済の評価に関する専門家 1名
 - ・ 感染症疫学の専門家 1名
 - ・ その他各疾病・ワクチンの特性等に応じて、適宜メンバーを追加

3. 検討スケジュール(案)

10月中旬	作業チームでの検討状況について、小委員会に中間報告
11月中旬	作業チームにおいて、素案のとりまとめ 小委員会において、各疾病・ワクチンについての考え方(案)のとりまとめ
11月下旬	小委員会から部会へ報告

予防接種部会・小委員会・作業チームの役割について(案)

厚生科学審議会
予防接種部会

役割

厚生労働大臣に対し、予防接種法の対象疾病の追加等を含む予防接種制度の見直しについての提言を行う

検討事項等

- 「第一次提言」(議論が必要と考えられる事項)より
- 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方
※ Hib(インフルエンザ菌b型)、肺炎球菌、HPV(ヒトパピローマウイルス)、水痘など
 - 予防接種事業の適正な実施の確保
 - 予防接種に関する情報提供のあり方
 - 接種費用の負担のあり方
 - 予防接種に関する評価・検討組織のあり方
 - ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保のあり方

ワクチン評価に関する
小委員会

役割

各疾病・ワクチンについての考え方(案)をとりまとめ、部会へ報告

検討事項等

- 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方について、評価項目や評価の方法等を含めた医学的・科学的な視点からの議論を行う。
- 各疾病・ワクチンについて、予防接種法へ位置付けかどうかについての考え方について整理し、予防接種部会に報告する。

各疾病・ワクチンの
作業チーム

役割

各疾病・ワクチンについての評価や位置付けについての素案を作成し、小委員会へ報告する

検討対象のワクチン

Hib

肺炎球菌

HPV

水痘

おたふくかぜ

B型肝炎

ポリオ

百日せき

作業チームのメンバー構成

- ・ ファクトシートを作成いただいた国立感染症研究所の専門家
※ 疫学部門、製剤担当部門
- ・ 臨床の専門家
- ・ 医療経済の評価に関する専門家
- ・ 感染症疫学の専門家
- ・ その他各疾病・ワクチンの特性等に応じて、適宜メンバーを追加